

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント・行事の 開催基準及び施設運営の判断基準について

令和3年5月10日
玉 城 町

4月16日の町主催イベント開催基準については、5月4日に、政府が緊急事態宣言を同月31日まで期間延長したことおよび、5月7日発出の「三重県まん延防止等重点措置」、5月10日発出の『「三重県指針」ver.11』に基づき、5月10日より次のとおり取り扱うこととする。

なお、感染状況に変化が見られた時や、国、県から新たな方針等が示された場合は、必要に応じて基準の見直しを検討する。

1 基本的な考え方

【町主催イベント等の開催基準】

(1) 5月10日から6月30日（三重県指針 ver. 11）までの間は、可能な限り延期又は中止を検討する。参加者が特定できる町民向けのイベント等であって、開催の必要性が高いものについては、感染防止の徹底を図りながら実施できるものとする。

※ただし、参加者が200名を超えるような大規模なものや、屋内で行われる感染リスクの高いものは実施しない。

(2) イベント開催時における対策の徹底が担保できない場合は、延期又は中止とし、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

(3) 町が共催又は後援するイベント等についても、主催者等に同様の対応をお願いする。

【施設運営の判断基準】

(1) 5月10日から6月30日（三重県指針 ver. 11）までの間は、県外から人を呼び込む施設は啓発を強化し、主として町民が使用するための施設についても、感染症防止対策の徹底を図り運営できるものとする。

2 適用期間等

・本開催基準の適用は、令和3年5月10日から6月30日までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。

・開催前の対策や開催時の対策等、本開催基準に記載のないものについては、国、県のイベント等開催基準に準ずるものとする。